

「農泊 食文化海外発信地域」応募要領

制定 3 食産第874号、3 農振第497号
令和3年5月25日
農林水産省食料産業局長、農村振興局長通知

1. 「農泊 食文化海外発信地域」の趣旨

海外における日本食・食文化に対する関心は、近年大きく高まっており、日本を訪れて「本場の日本食」を体験したいという外国人のニーズも高まっています。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、訪日外国人旅行者数は大きく減少していますが、コロナ収束後のポストコロナ時代においてもインバウンドには大きな可能性があり、2025年に開催予定の大阪・関西万博も見据え、訪日外国人旅行者の受入体制を整備しておく必要があります。

農林水産省では引き続き、地域の食と、それを生み出す農林水産業を核として訪日外国人の誘致を図る地域の取組を「農泊 食文化海外発信地域」として認定し、認定した取組を農林水産省及び関係府省庁が世界に向けて発信することで、滞在を伴うインバウンド需要を農山漁村に呼び込む「農泊」の推進を強力に後押しします。これにより、訪日外国人旅行者を中心に、農山漁村への交流人口の増大とそこでの食体験を通じて、地域の食の輸出促進、農山漁村の活性化や所得向上を図ることを目指しています。

このため、地域の食とそれを生み出す農林水産業を核として訪日外国人の誘致を図る優れた取組を募集します。

2. 応募について

(1) 応募団体

「農泊 食文化海外発信地域」実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 6071 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第 3 の 8 に定める実行組織（以下「実行組織」という。）が、単体で応募するものとします。

(2) 応募資格

実施要綱の第 3 に定める全ての要件を満たす取組を対象とします。

(3) 応募方法

- ・ 提出すべき書類及び提出部数については、次のとおりとします。

① 取組計画書（別紙様式 1 から 4 まで） 10 部

※ A 4 版（縦）用紙に両面印刷し、左 2 ヶ所をステープルしたものを 1 部とする。

② 取組計画書概要版（別紙様式 5） 10 部

※ A 4 版（横）用紙に両面印刷し、上 2 ヶ所をステープルしたものを 1 部とする。

③ 実行組織又は実行組織の中核となる民間組織の直近三年分の決算（事業）報告書その他財務状況に関する参考資料（当該資料がない場合には、これに準ずる資料） 5 部

④ 電子媒体（①から③までに掲げる資料を保存した CD-R） 1 枚

※ ウィルスチェックを行った上で、ウィルスチェックに関する情報（ウィルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン及びチェックを行った年月日）を記載したラベルを添付して提出すること。

※ 参考資料を提出する場合には、当該電子媒体に保存することとし、現物送付は

不可とする。

- ・ 申請書等は、農林水産省ホームページよりダウンロードしてください。

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savorjp/index.html>

- ・ 応募資料の記入方法は、別添の記載例及び「農泊 食文化海外発信地域」の取組計画の要件の解説を参照ください。

(4) 応募先

5 (1) の農林水産省食料産業局海外市場開拓・食文化課へ提出してください。

(5) 応募期間及び今後のスケジュール

- ・ 令和3年6月1日(火)から令和3年7月30日(金)までに提出してください(必着)。
- ・ 応募期間終了後速やかに審査を行い、11月頃を目途として認定結果の公表を行います。

3. 認定について

(1) 選定方法

- ・ 申請のあった取組の中から特に優れた取組を「農泊 食文化海外発信地域」として認定します。
- ・ 選定過程において、現地調査又はヒアリングを行う場合があります。

(2) 認定結果の公表及び認定証の交付

認定結果については、11月頃に農林水産省のホームページで公表します。また、後日、東京都内で開催する認定証授与式において、認定証を交付します。

4. その他応募に当たっての留意事項

(1) 応募資料について、後日、担当窓口から内容等の問合せを行う場合があります。

(2) 郵送料等応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。

(3) 認定された団体の取組を全国へ優良事例として紹介していくため、広報・PR活動、各種イベント等への御協力をお願いする場合があります。また、パンフレットやホームページなどを通じた広報のため、写真・映像等の提供をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(4) 認定に当たり応募資料に虚偽の記載又は認定後に優良事例としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、認定を取り消し、認定証を返納していただくこととなります。

5. 取組計画の変更について

以下に定める項目については、取組計画の再認定は不要とします。

- ・ 団体の法人格や名称の変更、代表者の交代、構成員及びアドバイザーの増減及び交代。
- ・ 目標(KPI)を環境変化に伴い修正すること。
- ・ インフラ等受入環境整備について、各整備計画の遂行の実施時期を変更すること又は止むを得ず中止となること。
- ・ その他アドバイザーの助言などにより、当初の計画と比較して、外国人をもてなすための取組として改善、上方修正されることが考えられるもの。

6. 問い合わせ先

(1) 農林水産省 食料産業局 海外市場開拓・食文化課 食文化室

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

TEL 03-6744-2012 FAX 03-6744-2013

E-mail : syokubunka@maff.go.jp

(2) 地方農政局等

- ・ 北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課

〒064-8518 北海道札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-1

22 TEL 011-330-8810 (代表)

- ・ 東北農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 3 番 1 号 仙台合同庁舎 A 棟

TEL 022-263-1111 (代表)

- ・ 関東農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館

TEL 048-600-0600 (代表)

- ・ 北陸農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課

〒920-8566 石川県金沢市広坂 2 丁目 2 番 60 号 金沢広坂合同庁舎

TEL 076-263-2161 (代表)

- ・ 東海農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸一丁目 2 番 2 号

TEL 052-201-7271 (代表)

- ・ 近畿農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課

〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

102 TEL 075-451-9161 (代表)

- ・ 中国四国農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎

TEL 086-224-4511 (代表)

- ・ 九州農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課

〒860-8527 熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号 熊本地方合同庁舎

TEL 096-211-9111 (代表)

- ・ 内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1

TEL 098-866-0031 (代表)